

発行日：平成 20 年 4 月 10 日(木)

保険情報サービス(株) **FAX NEWS**

★★ 今月のテーマ ★★
特定健診・保健指導について

発行元：保険情報サービス株式会社
〒120-0005 足立区綾瀬 3-16-4 とうしんビル
TEL03-5227-1846 FAX03-3269-3607

平成 20 年 4 月から、40 歳以上 74 歳以下の方を対象とした「特定健診・特定保健指導」が始まります。ニュースや新聞などで、通称「メタボ健診」として取り上げられていますが、実際にどういったものなのか、企業としてどのような対応が必要なのかをお伝えいたします。

1. 導入の背景

近年、糖尿病等の生活習慣病にかかる人や予備群が増加しており、生活習慣病を原因とする死亡は、死亡者全体の約 3 分の 1 にものぼると推計されています。生活習慣病は、一人一人がバランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身につけることにより予防可能なことから、生活習慣病や関連疾患を予防・改善するための取り組みとして、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導を実施することが医療保険者（健保組合・政府管掌保険等）に義務づけられました。

2. 特定健診・特定保健指導とは

「特定健診」は、40 歳以上 74 歳以下の被保険者・被扶養者を対象に医療保険者が実施する健康診断で、内臓脂肪蓄積レベルや高血糖、高血圧、脂質異常のリスク判定が行われます。大きな特徴として、これまでの健康診断項目に、内臓脂肪蓄積レベルを計るための腹囲計測が追加されます。

「特定保健指導」は、特定健診の結果から、生活習慣病の発生リスクが高く、生活習慣の改善が必要と診断された人を対象に、必要度に応じ実施されます。食事や運動など生活習慣の改善のため、各自にあった行動目標の設定・実行ができるよう医師・保健士・管理栄養士等の専門家がサポートし、面談やその後の経過確認（面接・電話・メール等による）が行われます。

3. 企業で必要とされる取り組み

では、企業として、実際にどういった取り組みが必要になるのでしょうか。

まず、事業主には、労働安全衛生法にて、労働者全員に対し年 1 回の定期健康診断を行うことが義務づけられており、今回の特定健診が始まったことにより、その義務がなくなるわけではありません。

ただし、医療保険者で行う特定健診は、労働安全衛生法で定める検査項目を網羅するような内容となっているため、特定健診を受診した者は、その結果を会社に提出することで定期健康診断を受診したとすることができます。40 歳未満の従業員に関しては、特定健診の対象ではありませんが、定期健康診断を受診させなければなりませんので、ご注意ください。

また、今回の特定健診は、従業員のみでなく 40 歳以上 74 歳以下の被扶養者も対象となります。被扶養者の健康診断は会社に義務はありませんが、特定健診では対象となり、医療保険者によっては、会社を窓口として被扶養者の健診の申込みを行うことも考えられますので、ご注意ください。

従業員に対して毎年健康診断を実施することは、費用的に厳しいと考えている事業主の方もいらっしゃると思いますが、中小企業では、大企業とは異なり一人一人が大きな役割を企業内で担っており、一人が病気でダウンしてしまうと業務に大きな支障がでてしまいます。従業員が健康で、安心して仕事を任せられることは、会社にとって非常に大切なことであり、そのことが利益を生み出すことに繋がっていると言っても過言ではありません。この制度の導入を機に、定期健康診断の実施の徹底、従業員の健康増進について、ご検討されてはいかがでしょうか。

本内容のお問い合わせは担当：藪谷・高澤まで